

公益社団法人栃木県看護協会 特定金融資産等規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県看護協会(以下「**本会**」という。)の特定資産取得・改良資金、特定費用準備資金及びその他の金融資産からなる特定資産(以下「**特定金融資産等**」という。)の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる特定金融資産等の用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定資産取得・改良資金:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「**認定法施行規則**」という。)第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (2) 特定費用準備資金:認定法施行規則第18条第1項に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるために保有する資金をいう。
- (3) その他の金融資産からなる特定資産:(1)及び(2)に定める以外の金融資産で、本会が特定の目的の支出に充てるためにその保有目的を示す科目で特定資産として積み立てるものをいう。

(原則)

第3条 前条(1)及び(2)のこの規程による取り扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第4条 本会は、別表に定める特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 本会が前条の資金を保有しようとするときは、会長は資産ごとにその資金の名称や対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において資産ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産の取得・改良等が見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産の取得・改良等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取り崩し等)

第6条 第4条の資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定資産取得・改良資金を含む)と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産の取得・改良等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

(公表及び会計処理)

第7条 第4条の資金については、資産の取得・改良等に必要な最低額及びその算定根拠、並びに資金の取り崩しの手続きを定款第52条第3項による事務所における書類の備え置きおよび閲覧の対象とする。

第8条 第4条の資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定により、認定法施行規則第18条第4項及び第5項に基づき、会計処理を行う。

第3章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第9条 本会は、別表に定める特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第10条 本会が前条の資金を保有しようとするときは、会長は事業ごとにその資金の名称や将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において事業ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取り崩し等)

第11条 第9条の資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金を含む)と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(公表及び会計処理)

第12条 第9条の資金については、積立限度額及びその算定根拠、並びに資金の取り崩しの手続きを定款第52条第3項による事務所における書類の備え置き及び閲覧の対象とする。

第13条 第9条の資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、会計処理を行う。

第4章 その他の金融資産からなる特定資産

(その他の金融資産からなる特定資産の保有)

第14条 第2章及び第3章に定めるもののほか、本会は、特定の目的のための支出に充てるために特定資産として別表に定める金融資産を保有することができる。

- 2 特定の目的のため本会が保有する金融資産のうち、その取り扱い等について別途理事会の議を経た定めがあるものについては、当該規程(これに準ずるものを含む。)を適用する。

(その他の金融資産からなる特定資産の保有に係る理事会承認手続き)

第15条 本会が、前条の資産を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資産の名称、目的、積立額及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資産の目的である支出が見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。
- (その他の金融資産からなる特定資産の管理・取り崩し等)

第16条 第14条の資産については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資産については、その資産の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
 - 3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止についても同様とする。
- (公表及び会計処理)

第17条 第14条の資産については、積立限度額及びその算定根拠、並びに資産の取崩の手続きを定款第52条第3項による事務所における書類の備え置き及び閲覧の対象とする。

第18条 第14条の資産については、公益法人会計基準(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、会計処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読み替え)

第19条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合には、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第20条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

(細則)

第21条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年2月4日から施行する。

別表（第4、9、14条関係）

資産の種別	特定資産取得・改良資金		特定費用 準備資金	その他の金融資産
資産の名称	建物建替積立資産	改良積立資産	現在、該当する 資産なし	退職給付引当資産
控除対象 財産の種類	3号財産	3号財産		非該当
保有の目的	建物、建物附属設備 及び構築物の建て替 えに充てるため	建物、建物附属設備 及び構築物の改良に 充てるため		職員の退職給付に充 てるため
積立額と算定根拠	取得計画により積み立 てる	各年度の改良計画額 に基づき積み立てる		退職金規程に定めら れた当該年度末の普 通退職要支給額を上 限として積み立てる
目的取崩の要件	建て替え時に取り崩す	各年度の改良計画額 に基づき取り崩す		退職金規程に定めら れた当該年度に支払う べき退職手当相当額 を取り崩す
目的外取崩の要件	取り崩しが必要な理由 を付して理事会に付 議し、その決議を得る こと	取り崩しが必要な理由 を付して理事会に付 議し、その決議を得る こと		取り崩しが必要な理由 を付して理事会に付 議し、その決議を得る こと
運用方法	会計処理規程及び資 金管理運用細則によ る	会計処理規程及び資 金管理運用細則によ る		会計処理規程及び資 金管理運用細則によ る
運用益の会計処理	資産の属する会計に て区分経理を行い、そ の会計の財源とする	資産の属する会計に て区分経理を行い、そ の会計の財源とする		資産の属する会計に て区分経理を行い、そ の会計の財源とする